

# 豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、小中学校の文化的大会選手派遣事業（以下「選手派遣事業」という。）に要する経費を補助することにより、文化的活動を奨励し、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 正規部活動とは、豊田市立小中学校における部活動の一環として認められる事業をいう。
- (2) 準部活動とは、豊田市立小中学校と地域が協調し、一体となって活動しており、正規部活動に準じた活動として認められる事業をいう。

## (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市小中学校文化的部活動実行委員会とする。

## (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次の各号のいずれかに該当する大会への選手派遣事業とする。

- (1) 豊田市教育委員会、愛知県教育委員会又は補助事業者が主催又は後援する大会
- (2) 前号に規定する大会以外で、市の代表として出場する大会。ただし、東海大会以上の大会に限る。
- (3) その他市長が特に必要と認めた大会

## (補助対象経費及び補助基準)

第6条 補助金の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる大会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内で実施される大会は、大会に直接参加する児童又は生徒の交通費及び楽器等の運搬費とする。
- (2) 県外で実施される大会は、大会に直接参加する児童生徒の交通費、宿泊費及び楽器等の運搬費とする。
- 2 前項に規定する経費のうち、交通費は公共交通機関の運賃を原則とし、楽器等の運搬費は1万円を上限とし、いずれも実費と比較しいずれか低い額とする。また、宿泊料は豊田市職員旅費条例に定める額と実費を比較しいずれか低い額とする。
- 3 大会が中止となった場合は、第1項に規定する経費にかかるキャンセル料を補助対象とする。なお、補助基準は前項に定めるとおりとする。

## (補助金額等)

第7条 補助金の補助率は、次に掲げる派遣選手の属する活動に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 正規部活動 | 補助対象経費の10／10 |
| (2) 準部活動  | 補助対象経費の5／10  |
| (補助の条件)   |              |

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、この要綱の定めに従い、その目的を達成するために効果的に補助金を運用することを条件とする。

(交付の申請)

第9条 補助事業者は、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書及び予算書を添付し、補助事業開始日の前日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(計画変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更(廃止又は中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、承認したときは、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金実績報告書(様式第5号)に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付の方法)

第13条 市長は、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(関係書類等の整備保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類帳簿等を整理して、補助事業終了の年度の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年6月1日から適用する。